平成２７年（フ）第１７１号
香川県高松市太田上町614番地１　エルディム村山102
債務者　井下　美加
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０９２号
福岡市早良区祖原12番４―202号、前住所福岡市中央区荒戸３丁目４番80―203号
債務者　原田　容子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１１１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲444番地１　メゾン篠栗102号
債務者　中島　和広
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１２０号
福岡市南区桧原３丁目19番４―307号
債務者　中谷　恵子（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１３６号
福岡市中央区赤坂３丁目11番19―201号
債務者　岩崎　恵菜
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１４６号
福岡県朝倉市杷木志波８番地17
債務者　平田克代子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１５２号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―305号
債務者　川津　和彦
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１５９号
福岡市東区箱崎７丁目20番12―610号
債務者　今住　歳恵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６６号
福岡市早良区原６丁目29番４―103号
債務者　五日市かおり
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６９号
福岡市南区塩原１丁目17番15―201号
債務者　中野真砂子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８０号
福岡市中央区春吉２丁目12番16―1102号
債務者　熊本　庸子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８１号
福岡県宗像市田熊３丁目10番３―301号
債務者　永尾　新吾（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８３号
福岡県筑紫野市紫５丁目19番16号
債務者　竹尾　里佳
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８６号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野592番地２　南里ハイツ２号、前住所福岡県糟屋郡宇美町とびたけ３丁目９番11号
債務者　村上　準治
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８７号
福岡市南区塩原３丁目20番13号
債務者　片淵　博恵（旧姓船津）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８８号
福岡市西区大字千里477―１―Ｂ202、住民票上の住所福岡市東区下原５丁目73番地113
債務者　植田　久美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８９号
福岡県福津市宮司６丁目23番12号　サンヒルズ的岡Ｂ棟
債務者　江崎　信広
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部